

静岡県ブース共同出展規約

静岡県ブース共同出展に関して、下記により、必要事項を出展規約に定めます。

1. 出展規約の遵守

出展申込企業は、公益財団法人静岡県産業振興財団（以下「産業財団」という）が定める本出展規約を遵守し、出展申込をするものとします。本出展規約に違反していると産業財団が判断した場合、産業財団は、その時期を問わず出展申込を無効とし、出展内示・決定の取り消し、展示小間の展示物・装飾物等の撤去・変更を求めることができます。その際、出展申込企業は、産業財団の判断に対して、異議申し立てをすることはできません。なお、これにより発生する全ての損害に対して、産業財団は一切責任を負いません。

2. 出展企業の要件

出展企業の要件は以下の通りとします。

- ① 静岡県内に本社または主たる事業所を有する中小企業または小規模事業者であること
- ② 自社の技術・製品・サービスを有し、展示会を通じた販路開拓・売上拡大を目的としていること
- ③ 出展内容について、商談対応が可能な体制を有していること
- ④ 本事業主催者が実施する調査等に協力すること
- ⑤ 本事業を、将来的な経営改善や賃上げにつなげる意思があること

3. 出展企業の選考方法

「展示会ごとの独立抽選」方式とし、以下の通り選考します。

- ① 第1希望から、各展示会ごとに抽選を行います。
- ② 原則、1社につき出展は1展示会とします。
※ お申込み数が募集数に満たなかった展示会については、再募集する可能性があります。

4. 出展のキャンセル

出展企業側の都合による「出展確定後」の「出展キャンセル」は、原則として認められません。

5. 静岡県ブース内の各社出展位置の決定

静岡県ブース内の各社出展位置は、産業財団により抽選等で決定します。

6. 展示スペースの転貸等の禁止

出展企業は、出展小間の一部あるいは全部を他に転貸、売買、交換、譲渡することができません。

7. 展示スペースの施工・装飾

産業財団は、各出展企業の展示スペースの基礎装飾も含め、静岡県ブースの装飾を行います。共同出展ブースとしての統一感を維持するため、統一感を損なう独自の追加装飾（展示物以外）は原則できません。

8. 展示物の管理と免責

展示物・資材等に生じた盗難、紛失、破損及び出展企業が展示小間を使用することにより発生した人的災害等、あらゆる原因から発生する損失または損害について、産業財団は一切責任を負いません。

9. 法的保護等

本展示会開催準備日及び期間中に発生した出展企業、来場者及びその他の間に発生するトラブル（知的財産権等も含む）については、産業財団は一切責任を負いません。出展企業の責任において、各社で対応するものとします。

10. 展示会の開催中止・会期変更

天災その他の不可抗力により、予定通りの展示会開催が困難となり、展示会主催者の判断による開催期日の変更、短縮、開

催中止となった場合、これによって出展企業が生じた全ての損害については、産業財団は一切責任を負いません。

1 1. 反社会的勢力の排除

出展申込企業は、反社会的勢力（「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」の定めによる暴力団およびその関係団体等をいう）でないことを確約したものとします。反社会的勢力である事実が判明した場合、同出展規約「1. 出展規約の遵守」に基づき、産業財団は、その時期を問わず、出展申込を無効とし、出展内示・決定の取り消し、展示小間の展示物・装飾物等の撤去を求めます。

その際、出展申込企業は、産業財団の判断に対して、異議申し立てをすることはできません。なお、これにより発生する全ての損害に対して、産業財団は一切責任を負いません。また、不当行為があった場合、産業財団は、法的措置（民事・刑事）を講じることがあります。

1 2. 「出展に関するアンケート」及び「商談状況調査」の提出

出展企業は、展示会終了直後に実施する「出展に関するアンケート」及び「商談状況調査」、6ヶ月後・1年後に実施する「商談状況調査」に協力するものとします。また、出展企業は、「出展に関するアンケート」及び「商談状況調査」の結果の詳細内容について、産業財団から県へ報告することに同意するものとします。

なお、出展企業は、商談状況の詳細を調査する「商談状況調査」に記載項目がある「商談企業名」について、同調査に関する報告に限り、産業財団及び県へ公表することに同意するものとします。産業財団及び県は、「出展に関するアンケート」及び「商談状況調査」の詳細内容について、他に情報を公開しないことを約し、守秘義務を負うことを確認します。

個人情報の取り扱いについて

1. 静岡県ブース共同出展に関して、弊財団が取得した個人情報は、次の目的に利用します。

- ① 出展資格の確認、登録の確認
- ② 出展資料の送付
- ③ 共同出展における出展社への必要な確認・連絡
- ④ 産業財団によるその他事業（他展示会、セミナー等）に関する連絡・告知

2. 産業財団は、共同出展事業に係る産業財団が委託する静岡県ブース設営等業務に関する装飾業者、出展社ガイド作成に関する印刷業者に対して、産業財団が取得した出展申込情報（個人情報を含む）を提供する場合があります。その際は、該当企業に対し、守秘義務の管理等の徹底を図り、該当会社からの情報漏洩、再提供を防止します。

3. 産業財団は、次のいずれかに該当する場合を除き、産業財団が取得した出展申込情報（個人情報を含む）を第三者へ無断で提供は行いません。

- ① 出展社から事前に同意をいただいた場合
- ② 法令に基づき必要と判断される場合
- ③ 人の生命・身体又は財産の保護のために必要がある場合で、出展社の同意を得ることが困難である場合
- ④ 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合で、出展社の同意を得ることが困難な場合
- ⑤ 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合で、出展社の同意を得ることにより、当該事務の遂行に支障を及ぼす恐れがある場合